

支払基金長野支部 審査委員は前回同様84名 13名が交代、名簿は氏名のみ公開の形

先月末の任期切れに伴う社会保険診療報酬支払基金長野支部(以下で「長野支部」と略)の2年任期の審査委員会

の84名の委員名簿が公開された。前回同様氏名のみ50音順での情報提供で3者構成の区分や科目は示されていない。

審査委員は支部長2より委嘱の形で任期は本年6月1日より平成29年5月31日まで。名簿は左に掲載の通り。

長野県社会保険診療報酬請求書審査委員名簿-敬称略-

平成27年6月1日現在 [任期:平成29年5月31日まで]

氏名	参考			氏名	参考			氏名	参考		
	科	期	従事地		科	期	従事地		科	期	従事地
青木寛幸	整	6	塩尻市 診療所	塩原正明	小	3	塩尻市 大学	保谷卓男	眼	6	長野市 病院
赤羽邦夫	内	1	長野市 診療所	菅生元康	産	6	長野市 老健施	堀豊政	歯	6	松本市 診療所
新井盛博	歯	1	飯田市 診療所	菅沼香	歯	2	駒ヶ根市 診療所	松澤賢治	内	3	上田市 病院
新川一雄	小	3	長野市 診療所	杉浦宏子	精	1	中野市 病院	松下啓二	外	5	安曇野市 病院
池田三知代	小	2	長野市 診療所	鈴木健司	歯	2	木曾町 診療所	三浦秀輔	産	5	上田市 診療所
市川竜司	歯	1	上田市 診療所	鈴木正	皮	5	下諏訪町 診療所	三浦宜久	内	6	喬木村 診療所
伊藤正明	歯	3	松川村 診療所	袖山治嗣	外	1	長野市 病院	溝口圭一	内	3	下諏訪町 診療所
井上敦	内	6	木曾町 病院	田内克典	外	3	松本市 病院	宗像康博	外	5	長野市 病院
岩澤幹直	外	6	長野市 病院	高木啓倫	内	5	小諸市 病院	森浩二	内	2	上田市 病院
上田典彦	産	6	伊那市 病院	滝澤芳夫	内	1	須坂市 診療所	森山聡	内	2	飯山市 診療所
大澤道彦	脳	6	上田市 病院	武居彰	皮	2	長野市 診療所	矢澤卓	内	3	飯田市 診療所
大滝祐吉	歯	6	岡谷市 診療所	武市耕	内	3	坂城町 診療所	康野公則	整	5	飯田市 診療所
太田康晴	内	3	長野市 診療所	武田毅	内	1	長野市 診療所	柳原光國	整	6	長野市 診療所
大塚修一	薬	1	松本市 薬局	竹村隆広	循外	3	佐久市 病院	山口建二	泌	1	松本市 病院
大橋昌彦	外	3	諏訪市 病院	多田剛	脳	6	松本市 大学	山口裕通	外	3	長野市 診療所
大和眞史	内	2	諏訪市 病院	出浦喜丈	内	6	佐久市 (病院)	山崎正彦	内	1	岡谷市 診療所
春日好雄	外	3	長野市 病院	長崎正明	内	6	駒ヶ根市 病院	山崎一郎	歯	2	松本市 診療所
金物壽久	整	5	長野市 大学	中島武志	精	5	松本市 病院	横田耕二	耳	6	松本市 診療所
川合博	小	5	伊那市 病院	中村潔	外	6	長野市 診療所	横林敏夫	歯	6	長野市 病院
木内俊男	歯	3	佐久市 診療所	野口修	内	6	長野市 (病院)	吉江崇宏	内	5	諏訪市 診療所
北側恵史	整	6	小諸市 病院	野中隆久	眼	6	安曇野市 診療所	吉岡二郎	内	3	長野市 病院
貝志堅進	外	1	松本市 病院	野村康	耳	3	長野市 診療所	吉澤要	内	6	上田市 病院
栗田浩	歯	2	松本市 大学	橋本正紀	歯	5	須坂市 診療所	依田弘史	内	6	上田市 診療所
高野次郎	内	5	中野市 診療所	原山修	小	6	長野市 診療所	若林真	薬	1	飯綱町 薬局
小林武司	内	4	松本市 診療所	樋口誠	内	3	松本市 大学	若林庸生	歯	6	千曲市 診療所
小林睦博	内	6	飯田市 病院	平井一也	内	1	長野市 病院	若林透	内	4	松川村 診療所
小林ゆかり	薬	3	小諸市 薬局	平林辰夫	歯	4	諏訪市 診療所	和食正久	泌	3	長野市 病院
塩ノ崎文博	内	6	松本市 診療所	藤井尚文	外	6	長野市 診療所	渡辺栄一	歯	4	長野市 診療所

「氏名」は、社会保険診療報酬支払基金長野支部が「氏名、のみ50音順で公表の「審査委員名簿」による。順番もその通り。なお、氏名のところで「名、姓」の文字を厚労省の「医師等資格確認検索」で表示されるものに本紙が直して掲載した。
「参考」の「科」は、科を掲載の2009年6月の名簿を元に、その後は「長野県医療名鑑」や病院ホームページ等を参考にした。
「参考」の「期」は、名簿公開再開の2005年6月を起点に「何期目、かを示したもの。このため6期目は便宜的なもの、5期目からは文字通りで1期目が新任。
「参考」の「従事地」は、「長野県医療名鑑」や医師会・歯科医師会・病院等の各ホームページ等を参照した。括弧内記載は元職で前々回時のもの。

社会保険診療報酬支払基金法

第16条 基金は、前条第1項第3号及び第4号、第2項並びに第3項の審査(厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査を除く。)を行うため、従たる事務所ごとに、審査委員会を設けるものとする。
2 審査委員会の委員は、診療担当者を代表する者、保険者を代表する者及び学識経験者のうちから、定款の定めるところにより、それぞれ同数を幹事長が委嘱する。
3 前項の委嘱は、診療担当者を代表する者及び保険者を代表する者については、それぞれ所属団体の推薦により行われなければならない。

審査委員会の構成(84名の内訳)

区分	25年度			計	今回
	診療担当者	保険者	学識経験者		
医科	22	22	22	66	66
歯科	5	5	5	15	15
調剤	1	1	1	3	3
計	28	28	28	84	84

25年度は支払基金長野支部の「事業概況」より

「参考」欄は本紙によるもので「期」は名簿の非公開18年の制約から一部は便宜的なもの。前回25年6月1日現在名簿に対して退任が13名(医師9名、歯科医師2名、薬剤師2名)で、内訳含め同数が入れ代わった。名簿の「期」の部分「1」が新任。調剤の審査を担当

する薬剤師の審査委員は前々回の平成23年から。

2009年のみ氏名・代表区分・科を含めての公開となっていたが、05年、07年、11年、13年そして今回と「氏名のみ50音順」での公開。基金本部の規定通りの情報提供(公開)と説明されている。なお、長野支部ホームページで公開されている「事業概況」では「審査委員会の構成」として3者構成の内訳が人数のみ示されている。右上の「審査委員の構成」の表は、その平成25年度のものに法規上同様の委嘱が行われている今回の合計人数を加えた。

1名簿は、2005年6月、基金が「審査委員会名簿情報提供依頼書」の書式を整え、同依頼書を提出すれば依頼者に公開するようになった。本県ではそれまでの18年間が非公開だった。

2 基金では定款変更で平成22年6月より従たる事務所の名称を「 県社会保険診療報酬支払基金」から「社会保険診療報酬支払基金 支部」へ変更、幹事長の呼称を「支部長」と定義運用している。

保険指導医は医科3名、歯科2名

県保険医協会の一連の情報開示請求による開示資料から個別指導の担当者として地方厚生局から委嘱の関東信越厚生局長野事務所の27年度の保険指導医の氏名は次の通り(敬称略)。

保険指導医: 井之川孝一、野中隆久、菅生元康(以上医科)、横林敏夫、峰村俊一(以上歯科)

ほかに保険指導薬剤師、保険指導看護師の委嘱があるが本紙では略した。

厚生労働省保険局医療課長通知「保険指導医等の設置について」によれば資格として 社会保険に関し、深い知識を有し、行政運営に積極的に協力する者

保険医療機関の新規動向

関東信越厚生局のホームページで公開の保険医療機関指定状況から長野事務所関係の医科と歯科の新規指定分を紹介している。5/1~5/31間では、医科1件、歯科3件。(氏名敬称略)

であること 地区等における三師会の役員(役員、特に保険担当理事等)に就任している者には委嘱しないこと等があげられており、医科と歯科の顔ぶれを見るといずれも診療報酬の審査委員ないし審査委員経験者だ。

また任期等について通知では、1会計年度以内の期間とし、再任を妨げない 非常勤とする、とされている。横林氏と野中氏は平成18年より(それ以前は開示資料なしで不明)、井川氏は平成23年、菅生氏は平成24年よりで各再任が続き、峰村氏が新任となっている。平成23年度~25年度間について歯科が4名体制だったこともある。

医療指導官は医科で欠員が続く

なお、同事務所で個別指導の中心となる常勤の技官=医療指導官は医科で長らく欠員状態が続いている。一方、歯科は欠員なしで来ており、4月からは同じ厚生局の神奈川事務所より南二郎氏が着任、前任の田原洋氏は東海北陸厚生局の富山事務所に移った。

「2015年度活動方針」の修正箇所について

長野県保険医協会の第36回定期総会では、2015年度活動方針の中の「一 医療をとりまく動き」の中の(6)項、総合診療専門医についての記述に関して、フロアから「研修施設と地域の開業医との間で軋轢が生じている」との記載への疑義と「連携・強化」といった内容への訂正を求める意見が出され、執行部からはその方向で理事会で確認したいと返答があった(本紙410号1面参照)。

その後、4月の理事会で「『軋轢が生じている』といった表現については、『研修施設と地域の開業医の連携強化が必要である』に改めることを確認」して記述を修正している。既に本紙の理事会便り欄(本紙411号6面)でも紹介があったが、改めてその項について、修正箇所がわかるよう、下記に全文掲載した。

長野県保険医協会「2015年度活動方針」関係
「一、医療をとりまく動き」の(6)項と修正箇所
(6) 総合診療専門医制度は医師の管理統制につながらないか
 専門医の認定や研修プログラムの評価等を行う日本専門医機構が設置され、2017年度から総合診療専門医制度が開始、2020年には総合診療専門医が誕生することになる。多くの開業医は現在でもかかりつけ医として専門分野と総合的な診療を兼ね備えて地域医療に従事している。新たな総合診療専門医制度はフリーアクセスの制限、診療報酬の包括化といった医療費抑制、地域における標榜科や医師数の適正配置といった医師、医療機関の管理統制、登録医制などの人頭払い制への移行などの懸念がある。また、総合医の養成のための総合診療専門研修を巡っては研修施設と地域の開業医との間で軋轢も生じている。の連携強化が必要である。
 上で二重線部分を削除し下線に修正

名称	診療科名 1	郵便番号	所在地	電話	開設者・管理者 2	従事 3	病床 指定日 4
こやま乳腺・甲状腺クリニック	他 乳腺外科 内分泌外科	392-0017	諏訪市城南1丁目2557-1	0266-75-5800	個人・小山 洋	常勤1	無 2015/6/1
なしもと歯科医院	歯 小歯	381-0025	長野市北長池1597-14	026-263-5566	個人・梨本 博子	常勤1	無 2015/6/1
松本歯科クリニック	歯 矯正 小歯 歯外	399-0001	松本市宮田6-7	0263-25-0648	個人・松本 知久	常勤1	無 2015/6/1
須坂ひろファミリー歯科	歯 小歯 歯外	382-0094	須坂市小山1338-4	026-245-4182	個人・小田 博崇	常勤2	無 2015/6/1

1診療科名は略記載。 2開設者が個人の場合は開設・管理者は同一。 3従事の形態で病院・診療所は医師数、歯科併設は区分明記、歯科診療所は歯科医師数。 4指定期間は指定日より6年。